

協会けんぽ鳥取支部からの お知らせ

職場内で掲示・回覧をお願いします

2025年

Apr
4月

！ 健診の春。健診は生活習慣病予防健診がお得です！

協会けんぽでは35歳以上の被保険者を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しています。



おすすめポイント

1 定期健診の項目に5大がん(胃、肺、大腸、子宮、乳房)検診がセットになっている！

※乳がん子宮がん検診は追加料金がかかります

定期健診
項目

5大
がん検診

2 協会けんぽからの費用補助により健診がお得に！

約18,000円相当の健診が

➡ **自己負担額 最大5,282円**で受けられる！



3 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の被保険者必見！ 生活習慣病予防健診に最大2,689円で付加健診を追加できる！

詳しくはこちら ➡



申し込み方法

健診機関へ直接ご連絡いただき、健診の予約を行ってください。
協会けんぽへの申込みは不要です！

鳥取県内の生活習慣病予防健診を
実施している健診機関はこちら ➡



生活習慣病予防健診の対象者一覧は
緑色の封筒で3月下旬に事業所へ送
付しています。



☎「生活習慣病予防健診」に関するお問い合わせはこちら ➡ 保健グループ TEL 0857-25-0050(音声案内②)

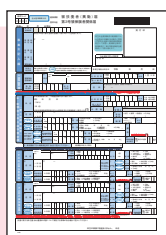
！ 被扶養者が就職したときは



4月は就職などで被扶養者が扶養から外れる機会が増えます。

被扶養者が就職等で扶養を外れるときは必ず**被扶養者(異動)届**と**保険証・資格確認書(お持ちの方のみ)**を
日本年金機構へ返却ください。

加入者の皆様に配付している「資格情報のお知らせ」は返却不要です。

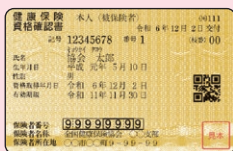


被扶養者異動届

➡ 日本年金機構へ返却



保険証



資格確認書

➡ 返却不要

資格情報のお知らせ	
記号 01010101	番号 0000001 枝番 00
氏名	村田 太郎
生年月日	昭和 40 年 10 月 1 日
資格取得年月日	昭和 60 年 10 月 1 日
保険者番号	01010016
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部

資格情報のお知らせ

☎「保険証・資格確認書返却」に関するお問い合わせはこちら ➡ レセプトグループ TEL 0857-25-0050(音声案内③)

保存版！

保険証

保険証
協会太郎

マイナ
保険証

協会太郎

資格
確認書

資格確認書
協会太郎

資格情報の
お知らせ

資格情報のお知らせ
協会太郎

早見表



令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行となりました。
保険証・マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの違いをお知らせします。

	保険証	マイナ保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ
入手方法	令和6年12月2日以降 新規発行は行っていません	マイナナンバーカードを作成し、マイナポータル等から保険証の利用登録を行ってください	①「資格取得届」や「被扶養者(異動)届」の資格確認書発行要否欄にチェックを入れる ②任意継続被保険者は交付申請書を提出 ※マイナ保険証をお持ちでない方等に交付	協会けんぽ加入時に全員に自動的に発行 ※事業所(任意継続被保険者はご自宅)に送付しています
再発行	再発行は行っていません	マイナナンバーカードの再発行はお住いの市町村役場へお問い合わせください	「資格確認書交付申請書」を事業所経由で申請 ※任意継続被保険者は被保険者から申請	被保険者から「資格情報のお知らせ交付申請書」を申請
使い方	医療機関等へ提示	医療機関等に設置されている「顔認証付きカードリーダー」にかざす	医療機関等へ提示	マイナ保険証と併せて医療機関等へ提示 ※カードリーダーの不具合等によりマイナ保険証が利用できない場合に使用 ※「資格情報のお知らせ」のみでは保険診療を受けることはできません ※マイナ保険証と併せて携行することをお勧めします
有効期限	令和7年12月1日まで	—	発行から最大5年間	退職等健康保険資格が変更になるまで
退職したときは	令和7年12月1日まで ➡「資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」と併せて日本年金機構へ返却 ※任意継続被保険者は協会けんぽへ返却 令和7年12月2日以降 ➡返却不要	次の健康保険の手続き後、資格が切り替わっていることをマイナポータル等で確認し、そのままご利用ください。	「資格喪失届」や「被扶養者(異動)届」と併せて日本年金機構へ返却 ※任意継続被保険者は協会けんぽへ返却 ※有効期限の切れた資格確認書は返却不要	返却不要

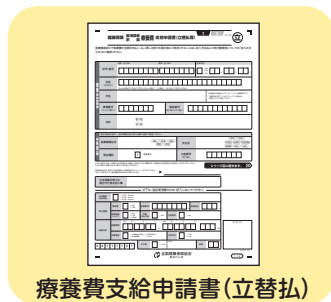
！ 医療費の全額を支払ったときは

医療機関等でマイナ保険証等を提示できず、医療費の保険診療分を全額(10割)負担した場合に、あとから一部負担相当額を差し引いた額の払い戻し申請を行うことができます。

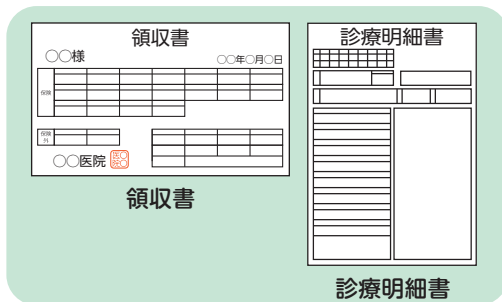
「療養費支給申請書(立替払)」に領収書(原本)と診療明細書をそえて、協会けんぽに郵送してください。



申請書はこちら！



療養費支給申請書(立替払)



診療明細書



☎「療養費(立替払)」に関するお問い合わせはこちら » 業務グループ TEL 0857-25-0050(音声案内①)

最新情報を続々配信中!

公式 LINE、メールマガジンの登録をお願いします!

公式LINE



メールマガジン



全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

〒680-8560

鳥取市今町2丁目112番地

アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

TEL : 0857-25-0050(代表)

◎自動音声によるご案内があります。